

支援業務実施計画書

(支援業務の概要及び実施の方法に関する事項)

「特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク」は、住宅確保要配慮者が円滑に住居に入居できるよう支援するため、以下の業務を実施していくものとする。

1. 支援業務事業実施の背景及び方針等

当法人は、平成 14 年から知的障がい者を対象とした就労支援事業や共同生活援助事業を実施し、平成 22 年度より、愛知県の委託にて、高齢であることや障害があることにより、矯正施設等から退所した後の自立した生活を営むことが困難と認められる方に対して、退所後の日常生活・社会生活を営むことを支援する愛知県地域生活定着支援センターを運営してきた。そうした中において、社会的に孤立し行き場のない方々を支援するためにも居住の支援をする必要性を感じたことから、令和元年 12 月 16 日に居住支援法人の指定を受け、居住支援業務を行ってきた。居住支援業務を実施する中で、社会福祉協議会や地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等とも連携を図りながら支援をしていく必要性を感じたことから、愛知県内の障害者基幹相談支援センターや地域包括支援センターへの周知を継続し、病院や母子寮、更生保護施設、地域福祉とも連携を図りながら、居住に関する支援について実施することとする。

2. 支援業務を行う区域

愛知県内全域

3. 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲

低額所得者、高齢者、障害者、保護観察対象者等、生活困窮者、児童養護施設退所者

4-1. 支援業務の具体的内容及び実施方法

- (1) 登録事業者からの要請に基づく、登録住宅入居者の家賃債務の保証（法第 62 条第 1 号業務）

債務の保証については、必要が生じた場合は、国の登録事業者である一般財団法人高齢者住宅財団（登録番号 国土交通省（2）第 4 号）と連携する。

- (2) 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助（法第 62 条第 2 号業務）

① 入居に関する相談、情報の提供

次のとおり住宅相談窓口を開設し、入居相談ならびに情報提供を行う。

・設置場所（2か所）

愛知県名古屋市中区平和1丁目15番22号 総合福祉スペース WACA 1F

愛知県名古屋市熱田区金山町1丁目8-13 彫清ビル本館2F（法人本部）

・受付日時

週5日（月・火・水・木・金）、時間帯（9：00～18：00）

・相談体制：相談員1名

・窓口の周知方法

法人ホームページへ別添の内容を掲載

・市町村や他の関係機関：一宮市、岡崎市、名古屋市、尾張福祉相談センター、知多福祉相談センター等からの相談に対応

② 住まい探し・同行支援

相談員は、住宅確保要配慮者から相談や依頼があった場合、当法人と連携している不動産会社等へ同行し、物件の見学等、住まい探しの支援を行う。

住まい探しの手法として、近隣の不動産業者（エポックメイキング等）とも連携を図っていきます。

愛知県共同住宅協会との連携について、当法人の支援対象者様の範囲が愛知県全域となっています。その上で、県内の未開拓なエリア部分での相談にのってもらっています。

③ 入居手続き支援

住宅確保要配慮者本人の希望により入居先が確定した場合には、必要な入居に関する手続きを一緒に行う等手続きに関する支援を行う。

（3）賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助（法第62条第3号業務）

① 定期的な見守り、生活相談対応

月に1回程度の定期的な見守りを行い、相談等にのりながら、必要な生活の支援を行う。居住支援法人の支援により入居された方に、定期的な電話連絡や、必要に応じて訪問相談を実施していきます。対象者様の中には、金銭的に困窮し、相談の連絡をされる方や、精神の不調を訴える方等も見えますが、病院受診の勧めや、丁寧な傾聴姿勢で臨み、個々に応じた寄り添った支援をしていきます。

（4）賃貸住宅の賃貸人に対する、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るための必要な情報の提供（法第62条第4号業務）

① セミナーや研修会の開催

年に1度、居住支援セミナーを開催し、居住支援法人の活動状況及び情報交換を行い、居住支援法人の周知、啓発活動を行う。

（5）賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づく、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理（法第62条第5号業務）

残置物処理に関し、今後実施する方向で準備中である。

(6) 附帯業務（法第 62 条第 6 号業務）

① 就労支援業務

特に実施の予定はなし。

② 家財整理業務（支援予定 5 名）

住宅確保要配慮者の引っ越し等、家財を整理しなければならない場合について業者の手配等必要に応じて支援を行う。

4-2 住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合

(1) 当該支援業務の内容

実施しない。

(2) 対価及び提供の条件

実施しない。

(組織、人員及び運営に関する事項)

5. 支援業務の組織及び運営に関する事項

(1) 支援業務を実施する組織体制

組織図（全体） 別紙参照

*会計処理について

- ・「特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク」本部の本経理とは別会計・別通帳とする。
- ・債務保証業務及びこれに附帯する業務、残置物処理等業務及びこれに附帯する業務とそれら以外の業務で区分経理する。(法第 66 条)
- ・帳簿等は施錠できるキャビネットに保管する。
- ・保管方法は毎年度、事業ごとにファイリングする。
- ・帳簿の備付け等は、法第 67 条並びに合同規則 48 条及び第 49 条を遵守する。
- ・保管は 5 年とする。

(2) 人員・運営体制

<居住支援法人 事務局>

所属名 居住支援法人くらし応援ネットワーク

責任者及び担当者 1 名（常勤）

(3) 支援業務を行う事務所の所在地

愛知県名古屋市中区平和一丁目 15 番 22 号 WACA 1F

(4) 法人が居住支援事業を行う意思決定の経過

令和 8 年 1 月 30 日に開催した法人の理事会において、今後の居住支援法人部門の入居前、入居中、入居後支援について諮り、承認を得た。

(5) 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、くらし応援ネットワーク 個人情報保護規定に基づき、適切に管理をする。

(地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項)

(1) 地方公共団体との連携に関する事項

愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会、名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会（名古屋市居住支援法人ネットワーク連絡会）、一宮市住宅確保要配慮者居住支援協議会、稲沢市居住支援情報交換会及び豊橋市の居住支援勉強会に参加し、参加し連携を密にする。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

近隣の不動産業者（エポックメイキング等）とも連携を図る。
また、入居後の支援として、お住いのエリアの社会福祉協議会（重層的支援体制整備事業や見守り、地域包括支援センター、基幹障害者支援センターとも連携を密にする。

(支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項)

(1) 人材の確保及び資質の向上に関する事項

愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会、名古屋市居住支援法人ネットワーク連絡会、住まいサポートなごや、全国居住支援協議会などが開催する研修会に積極的に参加し、資質の向上に努める

人材の確保が必要となった場合の確保方法については、ハローワークに求人依頼を申し込むなどして、人材の確保に努める。